

【サービス管理責任者等研修見直しに伴う研修受講フロー図】

別紙

平成30年度まで

サービス管理責任者研修  
児童発達支援管理責任者研修  
(旧体系)

修了

未受講

相談支援従事者初任者研修  
(講義部分)

修了

未受講

令和元年度以降

相談支援従事者初任者研修  
(講義部分)

相談支援従事者初任者研修  
(講義部分)

R5まで  
(実務経験は問わない)

サービス管理責任者及び  
児童発達支援管理責任者  
**基礎研修**

研修修了後  
2年以上の実務

【例外措置】研修修了後、6月以上の  
実務(一定の要件※1を満たした  
場合に限る)

サービス管理責任者及び  
児童発達支援管理責任者  
**実践研修**

サービス管理責任者及び  
児童発達支援管理責任者  
**更新研修**

未受講

修了

(注)R3基礎研修(R3.9.9~10及びR3.9.28~29開催)  
修了者でサービス管理責任者等として従事している  
者はR6に「実践研修」を修了しなければ、R6.9.10又  
はR6.9.29以降はサービス管理責任者・児童発達支  
援管理責任者として従事できない

R5までに更新研修を修了  
しなかった者がサービス管  
理責任者・児童発達支  
援管理責任者として従事す  
るためには実践研修の受  
講が必要

実践研修

研修修了後5年毎  
※現任者若しくは2年以上の実務

R6以降は現任者もしくは5  
年間の間に2年以上のサ  
ービス管理責任者・児童  
発達支援管理責任者・管  
理者・相談支援専門員の  
実務経験がないと更新研  
修は受講できない

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者  
**更新研修**

※1 例外措置に係る要件 (①~③を全て満たす必要あり)

① 基礎研修受講開始時にすでにサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件(相談支援業務又は直接支援業務3~8年)を満たしている。

② 障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事する。

③ サービス管理責任者等が配置されている事業所において、個別支援計画の原案作成までの一連の業務(※2)を行う

④ やむを得ない事由によりサービス管理責任者を欠いている事業所において、サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務を行う

③ 上記業務に従事することについて、**指定権者に届出**を行う。

※2 個別支援計画の原案作成までの一連の業務とは、サービス管理責任者等のもとで個別支援計画の原案の作成までの一連の業務(利用者へ面接のうえアセスメントを実施、個別支援計画の原案を作成、サービス管理責任者等が開催する個別支援計画の作成に係る会議への参画(モニタリング含む)) (以下、「個別支援計画の作成の業務」という。)を行うことをいいます。なお、個別支援計画の作成の業務は少なくとも概ね計10回以上行うことを基本とします。

★届出様式や国事務連絡、国Q&Aは富山県HPをご確認ください。

「サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の要件について」

<https://www.pref.toyama.jp/1209/kurashi/kenkou/shougaisha/jigyousha/ki00018527.html>